第一 国家戦略特別区域法の一部改正(改正法第一条関係)

次に掲げる法律の特例に関する措置について追加すること。

1 児童福祉法等の特例

(1)国家戦 略 特別区域会議が、 国家戦略特別区域小規模保育事業 (国家戦略特別区域における保育の

需 要に応ずるため、 当該[国家戦 略 特別区域にお いて、 保育を必要とする乳児 幼児につい て、 その

保育を目的とする施設にお いて保育を行う事業をいう。 を定めた区域 計画につい て、 内 閣 総 理 大

臣 0 認定を申請し、 その認定を受けたときは、 当該認定の 日 以後は、 当該 国 家戦 略特 別 区 域 小 規模

保育事業は、 児童福祉法、 子ども・子育て支援法その他の法令の規定の適用については、 児童! 福祉

法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業に含まれるものとすること。 (第十二条の四 関 係

(2) 国家戦 略特別区域限定保育士事業に係る指定試験機関として、一般社団法人又は一般財団法人以

外の法人を指定できることとすること。(第十二条の五関係)

2 出入国管理及び難民認定法の特例

(1) て、 定 資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動として法務大臣があらかじめ告 示をもって定めるものに該当するものとみなして、 \mathcal{O} する本邦の する活動) 1 $\overline{\mathcal{O}}$ 雇 て農業支援活動 国家戦略特別区域会議が、 在留資格認定証 用契約に基づいて、 日 を定めた区 以 後 は、 公私の を行う外国人(政令で定める要件を満たすものに限る。)を、 1域計 法務大臣 機関 (政令で定める農作業等の作業に従事することにより、 画 明書の交付 に (以 下 ついて、 国家 は、 戦 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 本邦に上陸しようとする外国 「特定機関」という。) での申: 略 内 特別区域内に限って行う農業支援活動をいう。 閣 請があった場合には、 総理大臣の認定を申請 在留資格認定証明書を交付することができるも が 雇用契約に基づいて受け入れ 当該特定農業支援活動を特定活 人から、 Ļ その認定を受けたときは 特定農業支援活動 (国家戦略特別区域内にお 政令で定める基準に適 農業経営を行う者を支援 を行うも る事業をいう (特定 動 当 機 0 該 在留 関と 認

(2) 特別区域において、 国家戦 略特別区域会議が、 外国人が海外需要開拓支援等活動を行うことを促進する事業をいう。 国家戦 略特別区域外国 人海外需要開拓支援等活動促進事 業 **国** [家戦略 を定め

とすること。

(第十六条の五

関係

は、 令で定め 下欄に掲げる活動又は同 在 を含むものに限る。 及び難民認定法 た区域計画について、 留資 法務大臣は、 格 る海外需 認定証明書を交付することができるものとすること。 (以下「入管法」という。) 要開 本邦に上陸しようとする外国人から、 を行うものとして、 内閣総理大臣の認定を申請し、 拓支援等外国 表 の技能 の項の下欄に掲げる活動 人上陸審 在留資格 別表第一の二の表の技術 査基準を入管法 認定証 その認定を受けたときは、 当該国家戦略特別区域において出入国 明書 \widehat{V} \mathcal{O} の交付 法務省令で定め ずれも対象海外需要開 (第十六条の (T) 人文知識 申 -請が Ł 関 る基準とみなして、 あ 当該認定の 係 0 ·国際業務 た場合には、 拓支援等活 の項 日 以後 管 政 動 $\widehat{\mathcal{O}}$ 理

一雑則

1

情報通信技術を利用した事業場外勤務の活用のための事業主等に対する援助

務その他の労働者が雇用されている事業場における勤務に代えて行う事業場外における勤 国及び関係地方公共団体は、 国家戦略特別区域において、 情報 通 信 技術利用事業場外勤務 務で、 (在宅勤 0 7

化又は国際的な経済活動の拠点 の形 成に資する事業の円滑な展開を図るため、 国家戦略特 別区域内に

の活用を支援することにより、

産業の

国

冒際競争.

力

0

強

情

報

通信技術を利用して行うものをいう。)

事業場を有する事業主若しくは国家戦略特別区域内に新たに事業場を設置する事業主又はこれらの事

業主が雇用する労働者に対し、 情報通信技術利用事業場外勤務に関する情報の提供、 相談、 助言その

他の援助を行うものとすること。(第三十七条の二関係)

2 海外における事業の 展開 のために外国人を雇用しようとする事業主に対する援助

国及び関係地方公共団体は、

国家戦

略特別区域において、

産業

 \mathcal{O}

玉

|際競争力の強化又は国際的な経

済活動 \mathcal{O} 拠 点の 形成に資する事 ·業 の 円滑 な展開 を図るため、 海外に おけ る事 業 \mathcal{O} 展開 \mathcal{O} ため に外 国 人

を雇用しようとする事業主に対 Ļ 入国 管理 一制度に関する情 報 0 提 供 その 他 \mathcal{O} 援 助を行うものとする

こと。(第三十七条の三関係)

3 革新的な医薬品 の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療関係者等に対する援助

玉 は、 国家戦略特別区域において、 革新的な医薬品 の迅速か つ効率的な開発及び実用化を促進する

ため、 国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院において行われる当該医薬品 の研究開 発 の実施 に携わ

る者に対する情報の提供、 相談、 助 言その他の援助を行うものとすること。 (第三十七条の六関係

4 自 動 車 \dot{O} 自動運転等の有効性の実証を行う事業活動に対する援助

法令 中的に推進することにより、 に類する高度な産業技術であって技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活 玉 国及び関係地方公共団体は、 の規定に基づく手続に関する情報の提供、 家 戦 略特 別 区域内におい て当該事業活動を行う者に対する道路交通法、 産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動 自動車の自動運転、 相談、 小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これら 助言その他の援助を行うものとすること。 の拠点の形成を図るため 航空法、 電 波法その !動を集 他 (第 \mathcal{O}

三十七条の七 関係

第二 酒税法 構造改革 特 莂 区 域 関する措置について追加すること。 法 0 部改正 (改正法第二条関係

の特例

に

する単式蒸留焼酎 定した農産物等を原料として単式蒸留焼酎を製造しようとする者又は原料用アル 内 閣 総 理大臣 の認定を受けた構造改革特別区域内において地方公共団体の長が地域の特産物として指 の製造免許を受けた者が、 単式蒸留焼酎又は原料用アルコール コールを製造しようと の製造免許を申請 した

新たな規制の特例措置 の整備等に係る提案を募集する期限とされている平成二十九年三月三十一日を

場合には、

当該製造免許に係る最低製造数量基準

を適用しないこととすること。

(第二十八条の二関係

平成三十四年三月三十一日まで延長すること。(附則第三条関係)

 \equiv 構造改革特別区域計画の認定を申請する期限とされている平成二十九年三月三十一日を平成三十四年

三月三十一日まで延長すること。(附則第四条関係)

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ただし、 第二の二及び第二の三の改正規定は、 公布の日から施行すること。 (改正法附則第一

一 検討

1 政府は、 産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、 公共

施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等運営権者が第三者に対して公共施設

等の使用を許すことが可能となるよう、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策に

ついて検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。 (改正法附則第二条第

一項関係)

車 らり 動運. 転、 小型無人機 の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であって技

術革 新の進展に即応したも \mathcal{O} の有効性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、 この法律 \mathcal{O} 施

行後 年以内を目途として、 当該事 業活動に関連する規制の見直 しその 他の当該事業活 動 の集中的 な

推進を図るための施策について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

(改正法附則第二条第二項関係)

関係法律について所要の改正等を行うこと。 (改正法附則第三条から第五条まで関係)

三